

担任する子どもの保護者が「広汎性発達障害」という診断書を持ってきました。落ち着きがないのは確かですが、そう手のかかる子どもではありません。聞けば、関係する本を読んで気になったため医師の診断を受けたということです。どんな配慮が必要でしょうか。(福島市・小学校教員)

広汎性発達障害の子どもへの配慮

学校で配慮するのは「子どもの特性に配慮する」ということです。それ以下でもそれ以上でもありません。

学校が心身に障害のある子どもたちの教育に力を注ぐようになっっている

「特性」として

は問題があります。また、

とらえ対応を

この障害の診

断は、明確な自閉症などを除いて、専門家かかなりの時間をかけてようやくたどり着くのが実際です。短い時間では判別できないのが常識です。

学校では障害を特性としてとらえ、それに応じた関わりこそが大切です。不要なラベリングは慎むべきです。

学校心理士

臨床心理士

海野 和夫

回答者